

# 松山市中小企業等応援金（第2弾）制度で 市内事業者を応援します！

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経営への影響の長期化により、事業収入(売上)が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者又は個人事業主を支援するため、「松山市中小企業等応援金(第2弾)」を給付します。

■ 応援金額 法人**30万円** 個人事業主**15万円**

※応援金（第2弾）の申請は、1事業者につき1回限りです。

（複数の事業や部門などを展開している場合も個々に申請することはできません。）

※「松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金(第6弾又は第7弾)」の対象者、令和3年6～9月の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」※を申請及び受給している事業者は、応援金(第2弾)を申請できません。

原則として、月次支援金の対象となる事業者は、月次支援金を申請してください。

## ■ 給付対象者

- 令和3年9月1日時点で松山市内に本社・本店を有する中小企業者等の法人及び松山市内に住所を有する個人事業主
- 本社・本店とは、履歴事項全部証明書における本店を指します。
- 個人事業主は、住民票の住所が松山市内にあることが必要です。
- 中小企業基本法に定める中小企業者<sub>(※)</sub>に加えて、医療法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

※中小企業者とは、

(1) 中小企業基本法第2条各号に規定する者

(2) 会社以外の法人にあっては、出資の総額が3億円以下である者(出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下である者)

※その他要件等については、[申請要領](#)で確認してください。

## ■ 給付要件

下記の(1)～(4)のすべてを満たすこと

(1) 令和3年6～9月のいずれかの月(以下「対象月」)の事業収入(売上)<sub>(※)</sub>が、令和元年又は令和2年同月(以下「比較対象月」)の事業収入(売上)と比較して**30%以上減少**していること。

又は、令和3年6～9月のうち任意の連続2か月(以下「対象2か月」)の月間事業収入(売上)が、令和元年又は令和2年同月(以下「比較対象2か月」)の月間事業収入(売上)と比較して、**各月が連続して15%以上減少**していること。

※確定申告書等において事業収入として計上するものを指します(収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません)。なお、**不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません**。また、国の持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入は、事業収入(売上)には含めません。(下記(2)の年間売上も同様)

(2) 比較対象期間を含む年間売上(税込)が、**法人240万円以上、個人事業主120万円以上**であること。

(3) 応援金(第2弾)を感染対策や事業活動等の充実に活用し、将来に向かって効果が持続する形で事業活動に取り組むこと。

(4) 応援金(第2弾)の給付を受けた後も事業を継続する意思があること。

## 申請手続について（申請に関する詳細は、裏面をご覧ください）

申請受付期間

令和3年10月18日(月) ～ 令和3年12月17日(金)

申請方法

オンライン(WEB)、窓口、郵送のいずれかの方法

## お問い合わせ先

松山市中小企業等応援金コールセンター

TEL : 089-909-7182、080-2853-(1232・1233・1234・1235・1236)

受付時間 : 9時00分～18時00分(土日、祝日も受付)

※当コールセンターは、松山市に申請する方専用の問い合わせ先となりますので、他市町へ申請される方の利用はお控えください。(ご案内する内容が異なる場合があります)

# 申請書類

## 1. 松山市中小企業等応援金（第2弾）申請書【様式第1号】

- ◆申請者の個人印や法人の代表者印は不要です。
- ◆申請者欄には、**ゴム印を使用しないでください。**
- ◆法人番号は13桁でご記入ください。※国税庁法人番号公表サイトで確認可
- ◆**氏名の訂正はできません。**※再作成をお願いします。
- ◆振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。
- ◆**必ず申請者名義の口座**を指定してください。（法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。）

## 2. 誓約書【様式第2号】

- ◆代表者の欄は、**必ず自署**をお願いします。また、法人の場合で、ゴム印を使用する際は必ず**代表者印を押印**してください。

## 3. 対象月又は対象2か月の事業収入(売上)月額が確認できる書類

- ◆法人又は個人事業主が作成している確定申告等の基礎となる売上台帳等の写しを添付してください。

## 4. 比較対象月又は対象2か月の事業収入(売上)月額が確認できる書類

### 【法人の場合】

- ◆比較対象月又は比較対象2か月を含む「法人税確定申告書(別表1)」の控え(収受日付印が押されているもの)、及び「法人事業概況説明書」の控え(両面)を添付してください。
- ◆公益法人等(法人税法別表第二に該当する法人)及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人である場合は、事業活動収支計算書や事業活動計算書などを確定申告書類の代わりに提出することができます。

### 【個人事業主の場合】

#### 青色申告の方

- ◆比較対象月又は比較対象2か月を含む「所得税確定申告書(申告書B)第一表」の控え(収受日付印が押されているもの)、及び「青色申告決算書」の控えを添付してください。

#### 白色申告の方

- ◆比較対象月又は比較対象2か月を含む「所得税確定申告書(申告書B)第一表」の控え(収受日付印が押されているもの)、及び「収支内訳書」の控え、その「収支内訳書」の根拠となる全ての月の売上台帳等を添付してください。

#### 確定申告をしていない方

- ◆比較対象月又は比較対象2か月を含む「市・県民税申告書(表面・裏面)」の控え(収受日付印が押されているもの)、その「市・県民税申告書」の根拠となる全ての月の売上台帳等を添付してください。

### 《注意点》

- ※確定申告書の控えは、**税務署の受付印、受付日時及び受付番号の印字、税理士等の証明印**のいずれかがあるものを提出してください。

### (※青色申告会の受付印のみでは受付できません。)

- ※市・県民税申告書の控えについては、**市役所の受付印、受付日時の印字があるもの**を提出してください。
- ※電子申告(e-Tax)で提出した場合は、提出した確定申告書の控えと受信通知の写しの2点を提出してください。

## 5. 令和3年9月1日時点で松山市内に本社・本店又は住所を有することが確認できる書類

- ◆法人：履歴事項全部証明書 の写し
  - ◆個人事業主：住民票(異動履歴が記載されたもの)の写し
- ※いずれも**令和3年9月1日以降に発行**されたもの

## 6. 本人確認書類の写し

- ◆法人代表者又は個人事業主本人の運転免許証、パスポート、保険証等の書類 ※有効期限を必ず確認してください。

## 7. 振込先口座の通帳の写し

- ◆通帳のオモテ面、通帳を開いた1, 2ページ目の両方の写し

## 申請先

オンライン(WEB) : <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/chusyoukigyou/ouenkin2.html>

窓口 : 松山市役所11階 大会議室 (松山市二番町4丁目7-2)

※開設日時 : 令和3年10月18日(月)~令和3年12月17日(金)【平日のみ】 8:30~17:15

郵送 : 〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所別館4階 地域経済課分室

※封筒表面に赤字で「**中小企業等応援金（第2弾）申請書在中**」と記載してください。